



愛媛県報

発行 愛媛県

平成27年 7月17日金曜日 第2690号外 1

◇ 目 次 ◇ 条 例

愛媛県職員退職手当条例及び職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例.....（人事課職員厚生室）..... 1

特定非営利活動促進法施行条例及び住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例.....（市町振興課）..... 2

愛媛県県税賦課徴収条例等の一部を改正する条例.....（税務課）..... 3

愛媛県過疎地域における県税の特別措置に関する条例等の一部を改正する条例.....（ " ）..... 9

愛媛県個人情報保護条例の一部を改正する条例.....（広報広聴課）.....11

愛媛県手数料条例及び愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例.....（医療対策課）.....21

愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例.....（業務衛生課）.....22

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例.....（ " ）.....23

愛媛県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例及び愛媛県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例.....（長寿介護課）.....24

条 例

○愛媛県条例第36号

愛媛県職員退職手当条例及び職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成27年 7月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県職員退職手当条例及び職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例

（愛媛県職員退職手当条例の一部改正）

第 1 条 愛媛県職員退職手当条例（昭和29年愛媛県条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額）</p> <p>第 3 条 省略</p> <p>2 前項に規定する者のうち、傷病（厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第 2 項 _____ に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条第 2 項及び第 5 条において同じ。）又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（第12条第 1 項各号に掲げる者を含む。）に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p>	<p>（自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額）</p> <p>第 3 条 省略</p> <p>2 前項に規定する者のうち、傷病（地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第84条第 2 項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条第 2 項及び第 5 条において同じ。）又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（第12条第 1 項各号に掲げる者を含む。）に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p>

（職員の再任用に関する条例の一部改正）

第 2 条 職員の再任用に関する条例（平成13年愛媛県条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>（特定警察職員等への適用期日）</p> <p>3 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）附則第 7 条の 3 第 1 項第 4 号に規定する特定警察職員等（附則第 5 項において「特定警察職員等」という。）である者については、平成19年 4 月 1 日</p>	<p>附 則</p> <p>（特定警察職員等への適用期日）</p> <p>3 <u>改正法附則第 5 条</u> _____ に規定する特定警察職員等（附則第 5 項において「特定警察職員等」という。）である者については、平成19年 4 月 1 日</p>

から、この条例の規定を適用する。

から、この条例の規定を適用する。

附 則

この条例は、平成27年10月 1日から施行する。

○愛媛県条例第37号

特定非営利活動促進法施行条例及び住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成27年 7月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

特定非営利活動促進法施行条例及び住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

(特定非営利活動促進法施行条例の一部改正)

第1条 特定非営利活動促進法施行条例(平成10年愛媛県条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(設立の認証の申請)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 法第10条第1項第2号八に規定する条例で定める書面は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 当該役員が住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の適用を受ける者であり、かつ、知事が同法第30条の11第1項の規定により当該役員に係る同法第30条の9に規定する機構保存本人確認情報の提供を受け、及び同法第30条の15第1項の規定により当該役員に係る同法第30条の8に規定する都道府県知事保存本人確認情報を利用することができない場合にあっては、同法第12条第1項に規定する住民票の写し</p> <p>(2) 省略</p> <p>3～5 省略</p>	<p>(設立の認証の申請)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 法第10条第1項第2号八に規定する条例で定める書面は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 当該役員が住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の適用を受ける者であり、かつ、知事が同法第30条の7第5項の規定により当該役員に係る同条第3項に規定する保存期間に係る本人確認情報(以下「本人確認情報」という。)の提供を受け、及び同法第30条の8第1項の規定により本人確認情報を利用することができない場合にあっては、同法第12条第1項に規定する住民票の写し</p> <p>(2) 省略</p> <p>3～5 省略</p>

(住民基本台帳法施行条例の一部改正)

第2条 住民基本台帳法施行条例(平成14年愛媛県条例第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)第30条の13第1項、第30条の15第1項第2号及び第2項並びに第30条の40第3項の規定に基づき、法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(本人確認情報を提供する区域内の市町の執行機関及び事務)</p> <p>第2条 法第30条の13第1項の条例で定める県の区域内の市町の執行機関(以下「区域内の市町の執行機関」という。)及び事務は、別表第1のとおりとする。</p> <p>(区域内の市町の執行機関への本人確認情報の提供方法)</p> <p>第3条 知事が行う法第30条の13第1項の規定による都道府県知事保存本人確認情報の区域内の市町の執行機関への提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)から電気通信回線を通じて区域内の市町の執行機関の使用に係る電子計算機に送信する方法により行うものとする。</p> <p>(本人確認情報を利用することができる事務)</p> <p>第4条 法第30条の15第1項第2号の条例で定める事務は、別表第</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)第30条の7第4項、第30条の8第1項第2号及び第2項、第30条の9第3項並びに第30条の10第5項の規定に基づき、法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(本人確認情報を提供する区域内の市町の執行機関及び事務)</p> <p>第2条 法第30条の7第4項第2号の条例で定める県の区域内の市町の執行機関(以下「区域内の市町の執行機関」という。)及び事務は、別表第1のとおりとする。</p> <p>(区域内の市町の執行機関への本人確認情報の提供方法)</p> <p>第3条 知事が行う法第30条の7第4項の規定による保存期間に係る本人確認情報の区域内の市町の執行機関への提供(同項第2号に掲げる場合における提供に限る。)は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)から電気通信回線を通じて区域内の市町の執行機関の使用に係る電子計算機に送信する方法により行うものとする。</p> <p>(本人確認情報を利用することができる事務)</p> <p>第4条 法第30条の8第1項第2号の条例で定める事務は、別表第</p>

2のとおりとする。
 (本人確認情報を提供する知事以外の執行機関及び事務)

第5条 法第30条の15第2項の条例で定める知事以外の県の執行機関(以下「知事以外の執行機関」という。)及び事務は、別表第3のとおりとする。
 (知事以外の執行機関への本人確認情報の提供方法)

第6条 知事が行う法第30条の15第2項の規定による都道府県知事保存本人確認情報の知事以外の執行機関への提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に送信する方法により行うものとする。
 (愛媛県本人確認情報保護審議会)

第7条 法第30条の40第1項の本人確認情報の保護に関する審議会は、愛媛県本人確認情報保護審議会(以下「審議会」という。)とする。

第15条 省略

2のとおりとする。
 (本人確認情報を提供する知事以外の執行機関及び事務)

第5条 法第30条の8第2項の条例で定める知事以外の県の執行機関(以下「知事以外の執行機関」という。)及び事務は、別表第3のとおりとする。
 (知事以外の執行機関への本人確認情報の提供方法)

第6条 知事が行う法第30条の8第2項の規定による保存期間に係る本人確認情報の知事以外の執行機関への提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に送信する方法により行うものとする。
 (愛媛県本人確認情報保護審議会)

第7条 法第30条の9第1項の本人確認情報の保護に関する審議会は、愛媛県本人確認情報保護審議会(以下「審議会」という。)とする。
 (情報提供手数料の額の基準)

第15条 法第30条の10第1項に規定する指定情報処理機関(以下「指定情報処理機関」という。)は、同条第5項の規定により情報提供手数料の額を定める場合においては、指定情報処理機関が行う法第30条の7第3項の規定による本人確認情報の提供(以下「本人確認情報の提供」という。)に要する費用を本人確認情報の提供が見込まれる件数で除して得た額を基礎としなければならない。

第16条 省略

第3条 住民基本台帳法施行条例の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(本人確認情報を提供する知事以外の執行機関及び事務)	(本人確認情報を提供する知事以外の執行機関及び事務)
第5条 法第30条の15第2項第2号の条例で定める知事以外の県の執行機関(以下「知事以外の執行機関」という。)及び事務は、別表第3のとおりとする。	第5条 法第30条の15第2項の条例で定める知事以外の県の執行機関(以下「知事以外の執行機関」という。)及び事務は、別表第3のとおりとする。

附 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第3条の規定は、平成28年1月1日から施行する。

○愛媛県条例第38号

愛媛県県税賦課徴収条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。
平成27年 7月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県県税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

(愛媛県県税賦課徴収条例の一部改正)

第1条 愛媛県県税賦課徴収条例(昭和25年愛媛県条例第21号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(県民税の配当割の特別徴収義務者)	(県民税の配当割の特別徴収義務者)
第17条の5 特定配当等の支払を受けるべき日現在において県内に住所を有する個人に対して特定配当等の支払をする者(当該特定配当等が法第71条の29に規定する国外特定配当等(次条において「国外特定配当等」という。)、法第71条の31第1項に規定する上場株式等の配当等(次条において「上場株式等の配当等」とい	第17条の5 特定配当等の支払を受けるべき日現在において県内に住所を有する個人に対して特定配当等の支払をする者(当該特定配当等が法第71条の29に規定する国外特定配当等(次条において「国外特定配当等」という。)、法第71条の31第1項に規定する上場株式等の配当等(次条において「上場株式等の配当等」とい

う。)又は同項に規定する償還金に係る差益金額(次条において「償還金に係る差益金額」という。)である場合において、その支払を取り扱う者があるときは、その者)は、県民税の配当割についての特別徴収義務者とする。

(法人の事業税の税率等)

第18条の2 法人の行う事業(電気供給業、ガス供給業及び保険業を除く。第3項において同じ。)に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

- (1) 前条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額
 - ア 各事業年度の付加価値額に100分の0.96を乗じて得た金額
 - イ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.4を乗じて得た金額
 - ウ 次の表の左欄に掲げる金額の区分によつて各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額を合計した金額

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の2.5
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の3.7
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の4.8

(2)・(3) 省略

2 省略

3 3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものを行う事業に対する事業税の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- (1) 前条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額
 - ア 各事業年度の付加価値額に100分の0.96を乗じて得た金額
 - イ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.4を乗じて得た金額
 - ウ 各事業年度の所得に100分の4.8を乗じて得た金額

(2)・(3) 省略

(地方消費税の納税義務者等)

第18条の6 地方消費税は、事業者の行つた法第72条の78第1項に規定する課税資産の譲渡等及び同項に規定する特定課税仕入れについては、当該事業者(消費税法第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者(同法第15条第1項に規定する法人課税信託の受託者にあつては、同条第3項に規定する受託事業者及び同条第4項に規定する固有事業者に係る消費税を納める義務が全て免除される事業者に限る。)を除く。)に対し、同法第45条第1項第4号に掲げる消費税額を課税標準とする譲渡割によつて、法第72条の78第1項に規定する課税貨物については、当該課税貨物を保税地域から引き取る者に対し、消費税法第47条第1項第2号に掲げる課税標準額に対する消費税額又は同法第50条第2項の規定により徴収すべき消費税額(消費税に係る延滞税の額を含まないものとする。)を課税標準とする貨物割によつて課する。

2~4 省略

附 則

(個人の県民税の配当控除)

第7条 当分の間、県民税の所得割の納税義務者の前年の総所得金額のうち、配当所得(法附則第5条第1項に規定する剰余金の

う。)又は同項に規定する償還金に係る差益金額(次条において「償還金に係る差益金額」という。)である場合にあつては、その支払を取り扱う者()は、県民税の配当割についての特別徴収義務者とする。

(法人の事業税の税率等)

第18条の2 法人の行う事業(電気供給業、ガス供給業及び保険業を除く。第3項において同じ。)に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

- (1) 前条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額
 - ア 各事業年度の付加価値額に100分の0.72を乗じて得た金額
 - イ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.3を乗じて得た金額
 - ウ 次の表の左欄に掲げる金額の区分によつて各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額を合計した金額

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の3.1
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の4.6
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の6

(2)・(3) 省略

2 省略

3 3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものを行う事業に対する事業税の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- (1) 前条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額
 - ア 各事業年度の付加価値額に100分の0.72を乗じて得た金額
 - イ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.3を乗じて得た金額
 - ウ 各事業年度の所得に100分の6を乗じて得た金額

(2)・(3) 省略

(地方消費税の納税義務者等)

第18条の6 地方消費税は、事業者の行つた法第72条の78第1項に規定する課税資産の譲渡等()については、当該事業者(消費税法第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者(同法第15条第1項に規定する法人課税信託の受託者にあつては、同条第3項に規定する受託事業者及び同条第4項に規定する固有事業者に係る消費税を納める義務がすべて免除される事業者に限る。)を除く。)に対し、同法第45条第1項第4号に掲げる消費税額を課税標準とする譲渡割によつて、法第72条の78第1項に規定する課税貨物については、当該課税貨物を保税地域から引き取る者に対し、消費税法第47条第1項第2号に掲げる課税標準額に対する消費税額又は同法第50条第2項の規定により徴収すべき消費税額(消費税に係る延滞税の額を含まないものとする。)を課税標準とする貨物割によつて課する。

2~4 省略

附 則

(個人の県民税の配当控除)

第7条 当分の間、県民税の所得割の納税義務者の前年の総所得金額のうち、配当所得(法附則第5条第1項に規定する剰余金の

配当（以下この条において「剰余金の配当」という。）と同項に規定する利益の配当（以下この条において「利益の配当」という。）と同項に規定する剰余金の分配（以下この条において「剰余金の分配」という。）、同項に規定する金銭の分配（以下この条において「金銭の分配」という。）又は同項に規定する証券投資信託（以下この条において「証券投資信託」という。）の収益の分配（所得税法第9条第1項第11号に掲げるものを含まないものとする。以下この条において同じ。）に係る同法第24条に規定する配当所得（内国法人から受けるこれらの金額に係るものに限るものとし、租税特別措置法第9条第1項各号に掲げる配当等に係るものを除く。）をいう。以下この条において同じ。）があるときは、次に掲げる金額の合計額を、当該納税義務者の第13条及び第14条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

(1) 剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、金銭の分配又は法附則第5条第1項第1号に規定する特定株式投資信託（以下この条において「特定株式投資信託」という。）の収益の分配に係る配当所得については、当該配当所得の金額の100分の1.2（課税総所得金額から特定株式投資信託以外の証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が1,000万円を超える場合には、当該剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、金銭の分配又は特定株式投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額のうちその超える金額に相当する金額（当該配当所得の金額がその超える金額に満たないときは、当該配当所得の金額）については、100分の0.6）に相当する金額

(2)・(3) 省略

2 省略

（個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除）

第7条の4の2 平成22年度から平成41年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成31年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第1項に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第13条及び第14条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

2・3 省略

4 県民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成26年から平成31年までであつて、かつ、租税特別措置法第41条第3項第2号に規定する特定取得に該当する同条第1項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有するときは、第1項の規定の適用については、同項中「法附則第5条の4の2第1項」とあるのは、「法附則第5条の4の2第4項の規定により読み替えて適用される同条第1項」とする。

（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例）

第7条の4の3 省略

2 省略

3 前項の場合において、当該納税義務者が平成26年から平成31年までの居住年に係る租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等（居住年が平成26年である場合には、その同項に規定する居住日が平成26年4月1日から同年12月31日までの期間内の日

配当（以下この条において「剰余金の配当」という。）と同項に規定する利益の配当（以下この条において「利益の配当」という。）と同項に規定する剰余金の分配（以下この条において「剰余金の分配」という。）

又は同項に規定する証券投資信託（以下この条において「証券投資信託」という。）の収益の分配（所得税法第9条第1項第11号に掲げるものを含まないものとする。以下この条において同じ。）に係る同法第24条に規定する配当所得（内国法人から受けるこれらの金額に係るものに限るものとし、租税特別措置法第9条第1項各号に掲げる配当等に係るものを除く。）をいう。以下この条において同じ。）があるときは、次に掲げる金額の合計額を、当該納税義務者の第13条及び第14条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

(1) 剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配 _____ 又は法附則第5条第1項第1号に規定する特定株式投資信託（以下この条において「特定株式投資信託」という。）の収益の分配に係る配当所得については、当該配当所得の金額の100分の1.2（課税総所得金額から特定株式投資信託以外の証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が1,000万円を超える場合には、当該剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配 _____ 又は特定株式投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額のうちその超える金額に相当する金額（当該配当所得の金額がその超える金額に満たないときは、当該配当所得の金額）については、100分の0.6）に相当する金額

(2)・(3) 省略

2 省略

（個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除）

第7条の4の2 平成22年度から平成39年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成29年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第1項に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第13条及び第14条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

2・3 省略

4 県民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成26年から平成29年までであつて、かつ、租税特別措置法第41条第3項第2号に規定する特定取得に該当する同条第1項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有するときは、第1項の規定の適用については、同項中「法附則第5条の4の2第1項」とあるのは、「法附則第5条の4の2第4項の規定により読み替えて適用される同条第1項」とする。

（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例）

第7条の4の3 省略

2 省略

3 前項の場合において、当該納税義務者が平成26年から平成29年までの居住年に係る租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等（居住年が平成26年である場合には、その同項に規定する居住日が平成26年4月1日から同年12月31日までの期間内の日

であるものに限る。)の金額を有するときは、前項の規定により読み替えて適用される前条第1項中「法附則第45条第2項」とあるのは、「法附則第45条第3項の規定により読み替えられた、同条第2項」とする。

(法人の事業税の税率の特例)

第19条 省略

2 平成28年4月1日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税についての第18条の2及び前項の規定の適用については、同条第1項第1号ウの表中「100分の2.5」とあるのは「100分の0.9」と、「100分の3.7」とあるのは「100分の1.4」と、「100分の4.8」とあるのは「100分の1.9」と、同項第2号の表中「100分の5」とあるのは「100分の3.4」と、「100分の6.6」とあるのは「100分の4.6」と、同項第3号の表中「100分の5」とあるのは「100分の3.4」と、「100分の7.3」とあるのは「100分の5.1」と、「100分の9.6」とあるのは「100分の6.7」と、同条第2項中「100分の1.3」とあるのは「100分の0.9」と、同条第3項第1号ウ中「100分の4.8」とあるのは「100分の1.9」と、同項第2号中「100分の6.6」とあるのは「100分の4.6」と、同項第3号中「100分の9.6」とあるのは「100分の6.7」と、前項中「第18条の2第1項第2号」とあるのは「次項の規定により読み替えられた第18条の2第1項第2号」と、「100分の6.6」とあるのは「100分の4.6」と、「100分の7.9」とあるのは「100分の5.5」とする。

第22条 削除

であるものに限る。)の金額を有するときは、前項の規定により読み替えて適用される前条第1項中「法附則第45条第2項」とあるのは、「法附則第45条第3項の規定により読み替えられた、同条第2項」とする。

(法人の事業税の税率の特例)

第19条 省略

2 平成27年4月1日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税についての第18条の2及び前項の規定の適用については、同条第1項第1号ウの表中「100分の3.1」とあるのは「100分の1.6」と、「100分の4.6」とあるのは「100分の2.3」と、「100分の6」とあるのは「100分の3.1」と、同項第2号の表中「100分の5」とあるのは「100分の3.4」と、「100分の6.6」とあるのは「100分の4.6」と、同項第3号の表中「100分の5」とあるのは「100分の3.4」と、「100分の7.3」とあるのは「100分の5.1」と、「100分の9.6」とあるのは「100分の6.7」と、同条第2項中「100分の1.3」とあるのは「100分の0.9」と、同条第3項第1号ウ中「100分の6」とあるのは「100分の3.1」と、同項第2号中「100分の6.6」とあるのは「100分の4.6」と、同項第3号中「100分の9.6」とあるのは「100分の6.7」と、前項中「第18条の2第1項第2号」とあるのは「次項の規定により読み替えられた第18条の2第1項第2号」と、「100分の6.6」とあるのは「100分の4.6」と、「100分の7.9」とあるのは「100分の5.5」とする。

(県たばこ税の税率の特例)

第22条 たばこ事業法附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法(昭和40年法律第122号)第1条第1項に規定する紙巻たばこ3級品の当該廃止の時における品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係る県たばこ税の税率は、第20条の3の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき411円とする。

(愛媛県税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 愛媛県税賦課徴収条例の一部を改正する条例(平成24年愛媛県条例第72号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第2条並びに附則第4項及び第5項の規定は、<u>平成29年4月1日</u>から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>4 第2条の規定による改正後の愛媛県税賦課徴収条例第18条の7の規定は、<u>平成29年4月1日</u>以後に事業者が行う課税資産の譲渡等(平成27年10月1日以後に行った課税資産の譲渡等については、<u>特定資産の譲渡等(消費税法第2条第1項第8号の2に規定する特定資産の譲渡等をいう。)</u>に該当するものを除く。以下同じ。)及び特定課税仕入れ(同法第5条第1項に規定する特定課税仕入れをいう。以下同じ。)並びに平成29年4月1日以後に保稅地域から引き取られる課税貨物に係る地方消費税について適用し、この条例の施行の日から同年3月31日までの間に事業者が行った課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れ並びにこの条例の施行の日から<u>同月31日</u>までの間に保稅地域から引き取った課税貨物に係る地方消費税については、なお従前の例による。</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第2条並びに附則第4項及び第5項の規定は、<u>平成27年10月1日</u>から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>4 第2条の規定による改正後の愛媛県税賦課徴収条例第18条の7の規定は、<u>平成27年10月1日</u>以後に事業者が行う課税資産の譲渡等及び同日</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p style="text-align: right;">以後に保</p> <p>稅地域から引き取られる課税貨物に係る地方消費税について適用し、この条例の施行の日から同年9月30日までの間に事業者が行った課税資産の譲渡等及び_____この条例の施行の日から<u>同月30日</u>までの間に保稅地域から引き取った課税貨物に係る地方消費税については、なお従前の例による。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第 1 条中愛媛県県税賦課徴収条例第18条の 6 第 1 項の改正規定及び第 2 条中愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例附則第 4 項の改正規定(「平成27年10月 1 日」を「平成29年 4 月 1 日」に改める部分、「同年 9 月30日」を「同年 3 月31日」に改める部分及び「同月30日」を「同月31日」に改める部分を除く。)並びに附則第 4 項の規定 平成27年10月 1 日
 - (2) 第 1 条中愛媛県県税賦課徴収条例第17条の 5 の改正規定及び同条例附則第 7 条第 1 項の改正規定並びに次項の規定 平成28年 1 月 1 日
 - (3) 第 1 条中愛媛県県税賦課徴収条例第18条の 2 第 1 項及び第 3 項の改正規定並びに同条例附則第19条第 2 項及び第22条の改正規定並びに附則第 3 項及び第 5 項から第17項までの規定 平成28年 4 月 1 日

(県民税に関する経過措置)

- 2 第 1 条の規定による改正後の愛媛県県税賦課徴収条例(以下「新条例」という。)第17条の 5 の規定は、前項第 2 号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第 2 号。以下「改正法」という。)第 1 条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号)第23条第 1 項第15号に規定する特定配当等に係る県民税の配当割の特別徴収について適用し、同日前に支払を受けるべき改正法第 1 条の規定による改正前の地方税法第23条第 1 項第15号に規定する特定配当等に係る県民税の配当割の特別徴収については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

- 3 新条例第18条の 2 第 1 項及び第 3 項並びに附則第19条第 2 項の規定は、附則第 1 項第 3 号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(地方消費税に関する経過措置)

- 4 新条例第18条の 6 第 1 項の規定は、附則第 1 項第 1 号に掲げる規定の施行の日以後に事業者(地方税法第72条の77第 1 号に規定する事業者をいう。以下この項において同じ。)が行う課税資産の譲渡等(消費税法(昭和63年法律第108号)第 2 条第 1 項第 9 号に規定する課税資産の譲渡等のうち、特定資産の譲渡等(所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第 9 号。以下「所得税法等改正法」という。)第 4 条の規定による改正後の消費税法(以下この項において「新消費税法」という。)第 2 条第 1 項第 8 号の 2 に規定する特定資産の譲渡等をいう。)以外のものをいう。)及び特定課税仕入れ(新消費税法第 5 条第 1 項に規定する特定課税仕入れをいう。)に係る地方消費税について適用し、同日前に事業者が行った課税資産の譲渡等(消費税法第 2 条第 1 項第 9 号に規定する課税資産の譲渡等をいう。)に係る地方消費税については、なお従前の例による。

(県たばこ税に関する経過措置)

- 5 附則第 1 項第 3 号に掲げる規定の施行の前日に課した、又は課すべきであった第 1 条の規定による改正前の愛媛県県税賦課徴収条例(以下「旧条例」という。)附則第22条に規定する喫煙用の紙巻たばこ(以下「紙巻たばこ 3 級品」という。)に係る県たばこ税については、なお従前の例による。
- 6 次の各号に掲げる期間内に、新条例第20条第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ 3 級品に係る県たばこ税の税率は、新条例第20条の 3 の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。
 - (1) 平成28年 4 月 1 日から平成29年 3 月31日まで 1,000本につき481円
 - (2) 平成29年 4 月 1 日から平成30年 3 月31日まで 1,000本につき551円
 - (3) 平成30年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで 1,000本につき656円

- 7 平成28年 4 月 1 日前に旧条例第20条第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等(改正法附則第 1 条第 6 号に掲げる規定による改正前の地方税法第74条の 6 第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する売渡しを除く。)が行われた紙巻たばこ 3 級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(新条例第 4 条第 1 項第 5 号に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第 1 項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ 3 級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ 3 級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき70円とする。

- 8 前項の規定により課される県たばこ税の納税地は、新条例第 4 条第 1 項第 5 号の規定にかかわらず、卸売販売業者等にあつては前項の規定により平成28年 4 月 1 日に小売販売業者に売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の貯蔵場所の所在地とし、小売販売業者にあつては同項の規定により同日に小売販売業者に売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品を直接管理する営業所の所在地とする。

- 9 附則第 7 項に規定する者は、改正法附則第12条第 4 項に規定する申告書を平成28年 5 月 2 日までに提出しなければならない。

- 10 附則第 7 項に規定する者が、前項の規定による申告書を、改正法附則第20条第 4 項に規定する市町村たばこ税に係る申告書又は所得税法等改正法附則第52条第 2 項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町長又は税務署長に提出したときは、当該申告書は、前項の規定により提出されたものとみなす。

- 11 附則第 9 項の規定による申告書を提出した者は、平成28年 9 月30日までに、当該申告書に記載した県たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。

- 12 平成29年 4 月 1 日前に新条例第20条第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等(改正法附則第 1 条第 6 号に掲げる規定に

よる改正後の地方税法第74条の6第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下同じ。)が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第8項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき70円とする。

13 附則第8項から第11項までの規定は、前項の規定により県たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第8項	前項	附則第12項
	平成28年4月1日	平成29年4月1日
附則第9項	附則第7項	附則第12項
	附則第12条第4項	附則第12条第10項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成29年5月1日
附則第10項	附則第7項	附則第12項
	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
	附則第52条第2項	附則第52条第9項において準用する同条第2項
附則第11項	平成28年9月30日	平成29年10月2日

14 平成30年4月1日前に新条例第20条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第10項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき105円とする。

15 附則第8項から第11項までの規定は、前項の規定により県たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第8項	前項	附則第14項
	平成28年4月1日	平成30年4月1日
附則第9項	附則第7項	附則第14項
	附則第12条第4項	附則第12条第12項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成30年5月1日
附則第10項	附則第7項	附則第14項
	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
	附則第52条第2項	附則第52条第11項において準用する同条第2項
附則第11項	平成28年9月30日	平成30年10月1日

16 平成31年4月1日前に新条例第20条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき204円とする。

17 附則第8項から第11項までの規定は、前項の規定により県たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第8項	前項	附則第16項
	平成28年4月1日	平成31年4月1日
附則第9項	附則第7項	附則第16項
	附則第12条第4項	附則第12条第14項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成31年4月30日

附則第10項	附則第7項	附則第16項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
	附則第52条第2項	附則第52条第13項において準用する同条第2項
附則第11項	平成28年9月30日	平成31年9月30日

○愛媛県条例第39号

愛媛県過疎地域における県税の特別措置に関する条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成27年7月17日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県過疎地域における県税の特別措置に関する条例等の一部を改正する条例

(愛媛県過疎地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正)

第1条 愛媛県過疎地域における県税の特別措置に関する条例(昭和45年愛媛県条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(事業税の特別措置)</p> <p>第2条 過疎地域内において、過疎地域自立促進特別措置法第2条第2項の規定による公示の日(以下「公示日」という。)から平成29年3月31日までの期間(以下「指定期間」という。)内に、過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成12年自治省令第20号)第1条第1号イに規定する特別償却設備(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者に対して課する事業税の課税標準の算定については、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得から次の各号の区分により計算した額を控除する。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>2・3 省略</p>	<p>(事業税の特別措置)</p> <p>第2条 過疎地域内において、過疎地域自立促進特別措置法第2条第2項の規定による公示の日(以下「公示日」という。)から平成27年3月31日までの期間(以下「指定期間」という。)内に、過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成12年自治省令第20号)第1条第1号イに規定する特別償却設備(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者に対して課する事業税の課税標準の算定については、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得から次の各号の区分により計算した額を控除する。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>2・3 省略</p>

(愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正)

第2条 愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例(昭和62年愛媛県条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(事業税の不均一課税)</p> <p>第2条 半島振興法第9条の5第1項に規定する認定産業振興促進計画に記載された同法第9条の2第2項第1号に規定する計画区域(以下「計画区域」という。)内において、当該認定産業振興促進計画に記載された同項第4号の計画期間(以下「計画期間」という。)の初日から平成29年3月31日</p> <p>____までの期間(当該計画期間の末日が同月31日前である場合に</p> <p>あつては当該計画期間、当該地区が同日前に半島振興対策実施地域に該当しないこととなつた場合にあつては当該計画期間の初日からその該当しないこととなつた日までの期間、同月31日前に同法第9条の7第1項の規定により当該認定産業振興促進計画に係る同法第9条の5第1項に規定する認定が取り消された場合にあつては当該計画期間の初日からその取り消された日までの期間)</p> <p>(以下「指定期間」という。)内に、半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成7年自治省令第16号)第1条第1号に規定する特別償却設備(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者に課す</p>	<p>(事業税の不均一課税)</p> <p>第2条 半島振興対策実施地域の区域</p> <p>_____内において、半島振興法第2条第4項の規定による公示の日(その日が昭和61年6月27日前である場合には、同日。以下「公示日」という。)から平成27年3月31日までの期間</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(以下「指定期間」という。)内に、半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成7年自治省令第16号)第1条第1号に規定する特別償却設備(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者に課す</p>

る事業税で、次の第1号から第3号までに掲げる年又は事業年度に係る所得金額のうち当該新設し、又は増設した特別償却設備に係るものとして次の第4号又は第5号の区分により計算した額に対して課するものの税率は、愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）第18条の2、第18条の4及び附則第19条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に次の第1号から第3号までに掲げる年又は事業年度の区分に応じそれぞれ次の第1号から第3号までに定める率を乗じて得た率とする。

(1)～(5) 省略

2 省略

(不動産取得税の不均一課税)

第3条 計画区域 _____ 内において指定期間内に新設し、又は増設された特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（計画期間の初日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の税率は、愛媛県県税賦課徴収条例第19条の2の規定にかかわらず、100分の0.4とする。

附 則

(不動産取得税の不均一課税の特例)

2 平成18年4月1日から平成29年3月31日までの間に第3条に規定する土地の取得が行われた場合における同条の規定の適用については、同条中「第19条の2」とあるのは「第19条の2及び附則第20条」と、「100分の0.4」とあるのは「100分の0.3」とする。

る事業税で、次の第1号から第3号までに掲げる年又は事業年度に係る所得金額のうち当該新設し、又は増設した特別償却設備に係るものとして次の第4号又は第5号の区分により計算した額に対して課するものの税率は、愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）第18条の2、第18条の4及び附則第19条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に次の第1号から第3号までに掲げる年又は事業年度の区分に応じそれぞれ次の第1号から第3号までに定める率を乗じて得た率とする。

(1)～(5) 省略

2 省略

(不動産取得税の不均一課税)

第3条 半島振興対策実施地域の区域内において指定期間内に新設し、又は増設された特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（公示日 _____ 以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の税率は、愛媛県県税賦課徴収条例第19条の2の規定にかかわらず、100分の0.4とする。

附 則

(不動産取得税の不均一課税の特例)

2 平成18年4月1日から平成27年3月31日までの間に第3条に規定する土地の取得が行われた場合における同条の規定の適用については、同条中「第19条の2」とあるのは「第19条の2及び附則第20条」と、「100分の0.4」とあるのは「100分の0.3」とする。

(愛媛県原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正)

第3条 愛媛県原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例（平成14年愛媛県条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(事業税の不均一課税)</p> <p>第2条 原子力発電施設等立地地域の区域内において、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第3条第3項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から平成29年3月31日までの期間（以下「指定期間」という。）内に、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第10条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成13年総務省令第54号）第1条第1項第1号に規定する製造業等の用に供する設備で、これを構成する減価償却資産のうち同条第2項に規定する対象設備（以下「対象設備」という。）を含むものを新設し、又は増設した者に課する事業税で、次に掲げる年又は事業年度に係る所得金額のうち次項の規定により当該新設し、又は増設した設備に係るものとして計算した額に対して課するものの税率は、愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）第18条の2、第18条の4及び附則第19条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に次の各号に掲げる年又は事業年度の区分に応じ当該各号に定める率を乗じて得た率とする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p>附 則</p> <p>(不動産取得税の不均一課税の特例)</p>	<p>(事業税の不均一課税)</p> <p>第2条 原子力発電施設等立地地域の区域内において、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第3条第3項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から平成27年3月31日までの期間（以下「指定期間」という。）内に、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第10条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成13年総務省令第54号）第1条第1項第1号に規定する製造業等の用に供する設備で、これを構成する減価償却資産のうち同条第2項に規定する対象設備（以下「対象設備」という。）を含むものを新設し、又は増設した者に課する事業税で、次に掲げる年又は事業年度に係る所得金額のうち次項の規定により当該新設し、又は増設した設備に係るものとして計算した額に対して課するものの税率は、愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）第18条の2、第18条の4及び附則第19条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に次の各号に掲げる年又は事業年度の区分に応じ当該各号に定める率を乗じて得た率とする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p>附 則</p> <p>(不動産取得税の不均一課税の特例)</p>

2 平成18年4月1日から平成29年3月31日までの間に第3条に規定する土地の取得が行われた場合における同条の規定の適用については、同条中「第19条の2」とあるのは「第19条の2及び附則第20条」と、「100分の0.4」とあるのは「100分の0.3」とする。

2 平成18年4月1日から平成27年3月31日までの間に第3条に規定する土地の取得が行われた場合における同条の規定の適用については、同条中「第19条の2」とあるのは「第19条の2及び附則第20条」と、「100分の0.4」とあるのは「100分の0.3」とする。

(愛媛県離島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正)

第4条 愛媛県離島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例(平成25年愛媛県条例第34号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(事業税の課税免除)</p> <p>第2条 離島振興対策実施地域内において、離島振興法第2条第2項の規定による公示の日(その日が平成25年4月1日前である場合には、同日。以下「公示日」という。)から平成29年3月31日までの期間(以下「指定期間」という。)内に、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第3項の表の第2号又は第45条第2項の表の第2号の規定の適用を受ける設備(離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成5年自治省令第1号)第2条第1号イに規定する特別償却設備に限る。以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者に対して課する事業税の課税標準の算定については、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得から、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める算式によって計算した額を控除する。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>2～4 省略</p>	<p>(事業税の課税免除)</p> <p>第2条 離島振興対策実施地域内において、離島振興法第2条第2項の規定による公示の日(その日が平成25年4月1日前である場合には、同日。以下「公示日」という。)から平成27年3月31日までの期間(以下「指定期間」という。)内に、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第3項の表の第2号又は第45条第2項の表の第2号の規定の適用を受ける設備(離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成5年自治省令第1号)第2条第1号イに規定する特別償却設備に限る。以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者に対して課する事業税の課税標準の算定については、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得から、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める算式によって計算した額を控除する。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>2～4 省略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用期日)

2 第1条の規定による改正後の愛媛県過疎地域における県税の特別措置に関する条例の規定、第2条の規定による改正後の愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例(以下「新半島振興対策実施地域県税特別措置条例」という。)の規定、第3条の規定による改正後の愛媛県原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例の規定及び第4条の規定による改正後の愛媛県離島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(経過措置)

3 新半島振興対策実施地域県税特別措置条例の適用の日前に第2条の規定による改正前の愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例第2条第1項又は第3条に規定する要件に該当した者に対する同日以後の事業税又は不動産取得税の不均一課税については、なお従前の例による。

4 第1条の規定による改正後の愛媛県過疎地域における県税の特別措置に関する条例第5条の規定、新半島振興対策実施地域県税特別措置条例第4条の規定、第3条の規定による改正後の愛媛県原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例第4条の規定又は第4条の規定による改正後の愛媛県離島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例第5条の規定による申告期限が、この条例の施行の日から起算して20日を経過する日までに到来するものにあつては、これらの規定にかかわらず、同日を申告期限とする。

○愛媛県条例第40号

愛媛県個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成27年 7月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県個人情報保護条例の一部を改正する条例

第1条 愛媛県個人情報保護条例(平成13年愛媛県条例第41号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章 省略</p> <p>第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護</p> <p>第1節 実施機関の義務（第7条 第16条）</p> <p>第2節 個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求（第17条 第42条）</p> <p>第3節 不服申立て（第43条 第47条）</p> <p>第4節 苦情の処理（第48条）</p> <p>第5節 他の制度との調整等（第49条）</p> <p>第3章 補則（第50条 第56条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) <u>特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</u></p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>（個人情報取扱事務の登録及び閲覧）</p> <p>第7条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）を備え、一般の閲覧に供しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) その他実施機関（議会にあっては、議長。第3項第4号、第23条から第25条まで、第27条、第28条、第32条第1項第5号、第34条から第37条まで、第40条第1項第5号及び第52条において同じ。）が定める事項</p> <p>2～5 省略</p> <p>（利用及び提供の制限）</p> <p>第9条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、当該個人情報（<u>特定個人情報を除く。以下この条において同じ。</u>）を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、当該個人情報の利用又は提供が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>（<u>特定個人情報の利用の制限</u>）</p> <p>第10条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、当該特定個人情報を当該実施機関内において利用してはならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、<u>個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、当該特定個人情報を当該実施機関内において利用することができる。</u></p> <p>（<u>特定個人情報の提供の制限</u>）</p> <p>第11条 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、<u>特定個人情報を当該実施機関以外のものに提供してはな</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 省略</p> <p>第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護</p> <p>第1節 実施機関の義務（第7条 第14条）</p> <p>第2節 個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求（第15条 第39条）</p> <p>第3節 不服申立て（第40条 第44条）</p> <p>第4節 苦情の処理（第45条）</p> <p>第5節 他の制度との調整等（第46条）</p> <p>第3章 補則（第47条 第53条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>（個人情報取扱事務の登録及び閲覧）</p> <p>第7条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）を備え、一般の閲覧に供しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) その他実施機関（議会にあっては、議長。第3項第4号、第21条から第23条まで、第25条、第26条、第30条第1項第5号、第32条から第35条まで、第37条第1項第5号及び第49条において同じ。）が定める事項</p> <p>2～5 省略</p> <p>（利用及び提供の制限）</p> <p>第9条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、当該個人情報 _____ を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、当該個人情報の利用又は提供が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(6) 省略</p>

らない。

(オンライン結合による提供の制限)

第12条 省略

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、オンライン結合により、個人情報を実施機関以外のものに提供することができる。その提供の内容を変更するときも、同様とする。

(1)・(2) 省略

(3) 国の機関、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、他の地方公共団体又は地方独立行政法人(県が設立したものを除く。第27条第1項において同じ。)に提供するとき。

(4) 省略

(提供先に対する措置要求)

第13条 実施機関は、個人情報(特定個人情報を除く。)を実施機関以外のものに提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対して、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

第14条 省略

第15条 省略

第16条 省略

第2節 個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求

(開示の請求)

第17条 省略

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人(特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人。以下「代理人」と総称する。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

(開示請求の手続)

第18条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 省略

(2) 代理人 が開示請求をする場合にあつては、本人の氏名及び住所

(3)・(4) 省略

2 開示請求をする者は、実施機関に対して、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその代理人 であることを証明するために必要な書類で実施機関(議会にあつては、議長。次項において同じ。)が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

3 省略

(個人情報の開示義務等)

第19条 省略

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する個人情報については、開示しないものとする。

(1) 開示請求者(当該開示請求者が代理人 の場合は、本人。以下この項及び第27条第1項において同じ。)以外の者の個人情報が含まれる個人情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、開示することにより、当該開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、

(オンライン結合による提供の制限)

第10条 省略

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、オンライン結合により、個人情報を実施機関以外のものに提供することができる。その提供の内容を変更するときも、同様とする。

(1)・(2) 省略

(3) 国の機関、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、他の地方公共団体又は地方独立行政法人(県が設立したものを除く。第25条第1項において同じ。)に提供するとき。

(4) 省略

(提供先に対する措置要求)

第11条 実施機関は、個人情報 を実施機関以外のものに提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対して、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

第12条 省略

第13条 省略

第14条 省略

第2節 個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求

(開示の請求)

第15条 省略

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人 は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

(開示請求の手続)

第16条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 省略

(2) 法定代理人 が開示請求をする場合にあつては、本人の氏名及び住所

(3)・(4) 省略

2 開示請求をする者は、実施機関に対して、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその法定代理人 であることを証明するために必要な書類で実施機関(議会にあつては、議長。次項において同じ。)が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

3 省略

(個人情報の開示義務等)

第17条 省略

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する個人情報については、開示しないものとする。

(1) 開示請求者(当該開示請求者が法定代理人 の場合は、本人。以下この項及び第25条第1項において同じ。)以外の者の個人情報が含まれる個人情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、開示することにより、当該開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、

次に掲げる情報を除く。

ア～ウ 省略

(2)～(6) 省略

(7) 県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する個人情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア～エ 省略

オ 県、若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(8) 本人に代わって代理人による開示請求がなされた個人情報であって、開示することにより、当該本人の利益に反すると認められるもの

第20条 省略

第21条 省略

第22条 省略

第23条 省略

(開示決定等の期限)

第24条 前条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第18条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 省略

第25条 省略

(開示請求に係る事案の移送)

第26条 省略

2 省略

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第23条第1項の決定(以下「開示決定」という。)をしたときは、当該実施機関は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者の意見の聴取等)

第27条 省略

2 実施機関は、第三者に関する情報が含まれている個人情報を開示しようとする場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 当該第三者に関する情報が第19条第2項第1号イ又は第3号ただし書の情報に該当すると認められるとき。

(2) 第21条の規定により開示しようとするとき。

3 省略

(開示の実施)

第28条 省略

2 省略

3 実施機関は、個人情報が記録されている公文書の開示により公文書を汚損し、又は破損するおそれがあるとき、第20条の規定による開示を行うとき、その他相当の理由があるときは、公文書を複写した物を閲覧に供し、又はその写しを交付することができる

次に掲げる情報を除く。

ア～ウ 省略

(2)～(6) 省略

(7) 県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する個人情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア～エ 省略

オ 県、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(8) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人による開示請求がなされた個人情報であつて、開示することにより、当該未成年者又は成年被後見人の利益に反すると認められるもの

第18条 省略

第19条 省略

第20条 省略

第21条 省略

(開示決定等の期限)

第22条 前条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第16条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 省略

第23条 省略

(開示請求に係る事案の移送)

第24条 省略

2 省略

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第21条第1項の決定(以下「開示決定」という。)をしたときは、当該実施機関は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者の意見の聴取等)

第25条 省略

2 実施機関は、第三者に関する情報が含まれている個人情報を開示しようとする場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 当該第三者に関する情報が第17条第2項第1号イ又は第3号ただし書の情報に該当すると認められるとき。

(2) 第19条の規定により開示しようとするとき。

3 省略

(開示の実施)

第26条 省略

2 省略

3 実施機関は、個人情報が記録されている公文書の開示により公文書を汚損し、又は破損するおそれがあるとき、第18条の規定による開示を行うとき、その他相当の理由があるときは、公文書を複写した物を閲覧に供し、又はその写しを交付することができる

る。

4 第18条第2項の規定は、個人情報の開示を受ける者について準用する。

(開示請求の特例)

第29条 実施機関(議会にあっては、議長)があらかじめ定めた個人情報について、個人情報の本人が開示請求をするときは、第18条第1項の規定にかかわらず、口頭によりすることができる。

2 前項の規定により口頭による開示請求をする者は、第18条第2項の規定にかかわらず、実施機関に対して、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人であることを証明するために必要な書類で実施機関(議会にあっては、議長。次項において同じ。)が定めるものを提示しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により口頭による開示請求があったときは、第23条第1項及び第24条第1項の規定にかかわらず、直ちに開示するものとする。この場合において、個人情報の開示の方法は、前条第2項及び第3項の規定にかかわらず、実施機関が定めるところによるものとする。

第30条 省略

(訂正の請求)

第31条 第28条第1項又は第29条第3項の規定により開示を受けた自己に関する個人情報に事実の誤りがあると認める者は、実施機関に対し、その訂正(追加及び削除を含む。以下同じ。)の請求をすることができる。

2 第17条第2項の規定は、前項の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)について準用する。

3 省略

(訂正請求の手続)

第32条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 省略

(2) 代理人 が訂正請求をする場合にあっては、本人の氏名及び住所

(3)~(5) 省略

2 省略

3 第18条第2項及び第3項の規定は、訂正請求について準用する。

第33条 省略

第34条 省略

(訂正決定等の期限)

第35条 前条各項の決定(以下「訂正決定等」という。)は、訂正請求があった日から起算して30日以内にななければならない。ただし、第32条第3項において準用する第18条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 省略

第36条 省略

(訂正請求に係る事案の移送)

第37条 実施機関は、訂正請求に係る個人情報が第26条第3項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の実施機関において訂正決定等をするにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しな

る。

4 第16条第2項の規定は、個人情報の開示を受ける者について準用する。

(開示請求の特例)

第27条 実施機関(議会にあっては、議長)があらかじめ定めた個人情報について、個人情報の本人が開示請求をするときは、第16条第1項の規定にかかわらず、口頭によりすることができる。

2 前項の規定により口頭による開示請求をする者は、第16条第2項の規定にかかわらず、実施機関に対して、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人であることを証明するために必要な書類で実施機関(議会にあっては、議長。次項において同じ。)が定めるものを提示しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により口頭による開示請求があったときは、第21条第1項及び第22条第1項の規定にかかわらず、直ちに開示するものとする。この場合において、個人情報の開示の方法は、前条第2項及び第3項の規定にかかわらず、実施機関が定めるところによるものとする。

第28条 省略

(訂正の請求)

第29条 第26条第1項又は第27条第3項の規定により開示を受けた自己に関する個人情報に事実の誤りがあると認める者は、実施機関に対し、その訂正(追加及び削除を含む。以下同じ。)の請求をすることができる。

2 第15条第2項の規定は、前項の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)について準用する。

3 省略

(訂正請求の手続)

第30条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 省略

(2) 法定代理人が訂正請求をする場合にあっては、本人の氏名及び住所

(3)~(5) 省略

2 省略

3 第16条第2項及び第3項の規定は、訂正請求について準用する。

第31条 省略

第32条 省略

(訂正決定等の期限)

第33条 前条各項の決定(以下「訂正決定等」という。)は、訂正請求があった日から起算して30日以内にななければならない。ただし、第30条第3項において準用する第16条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 省略

第34条 省略

(訂正請求に係る事案の移送)

第35条 実施機関は、訂正請求に係る個人情報が第24条第3項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の実施機関において訂正決定等をするにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しな

ければならない。

2 省略

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第34条第1項の決定（以下「訂正決定」という。）をしたときは、移送をした実施機関は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。

（個人情報の提供先への通知）

第38条 実施機関（議会にあっては、議長）は、訂正決定に基づく個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知しなければならない。

（利用停止の請求）

第39条 第28条第1項又は第29条第3項の規定により開示を受けた自己に関する個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認める者は、実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

(1) 第8条の規定に違反して収集されたとき、第9条若しくは第10条の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第9条、第11条又は第12条第1項の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止

(3) 第14条第3項の規定に違反して保有されているとき 当該個人情報の消去

2 第17条第2項の規定は、前項の規定による利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）の請求（以下「利用停止請求」という。）について準用する。

3 省略

（利用停止請求の手続）

第40条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 省略

(2) 代理人 _____ が利用停止請求をする場合にあっては、本人の氏名及び住所

(3)～(5) 省略

2 第18条第2項及び第3項の規定は、利用停止請求について準用する。

第41条 省略

（利用停止請求に対する措置等）

第42条 第34条から第36条までの規定は、利用停止請求があった場合について準用する。

第3節 不服申立て

（県が設立した地方独立行政法人に対する異議申立て）

第43条 県が設立した地方独立行政法人がした開示決定等、訂正決定等若しくは前条において準用する第34条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）又は当該地方独立行政法人に対する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による異議申立てをすることができる。

ければならない。

2 省略

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第32条第1項の決定（以下「訂正決定」という。）をしたときは、移送をした実施機関は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。

（利用停止の請求）

第36条 第26条第1項又は第27条第3項の規定により開示を受けた自己に関する個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認める者は、実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

(1) 第8条の規定に違反して収集されたとき又は第9条 _____ の規定に違反して利用されているとき _____

_____ 当該個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第9条又は第10条 _____ の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止

(3) 第12条第3項の規定に違反して保有されているとき 当該個人情報の消去

2 第15条第2項の規定は、前項の規定による利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）の請求（以下「利用停止請求」という。）について準用する。

3 省略

（利用停止請求の手続）

第37条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 省略

(2) 法定代理人 _____ が利用停止請求をする場合にあっては、本人の氏名及び住所

(3)～(5) 省略

2 第16条第2項及び第3項の規定は、利用停止請求について準用する。

第38条 省略

（利用停止請求に対する措置等）

第39条 第32条から第34条までの規定は、利用停止請求があった場合について準用する。

第3節 不服申立て

（県が設立した地方独立行政法人に対する異議申立て）

第40条 県が設立した地方独立行政法人がした開示決定等、訂正決定等若しくは前条において準用する第32条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）又は当該地方独立行政法人に対する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による異議申立てをすることができる。

(不服申立てがあった場合の審査会への諮問)

第44条 実施機関(議会を除く。次条及び第46条において同じ。)は、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について行政不服審査法による不服申立てがあったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査会に諮問しなければならない。

- (1) 省略
- (2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第47条において同じ。)を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について第三者の反対の意思が表示されているときを除く。

(3)・(4) 省略

第45条 省略

(不服申立てに対する裁決又は決定)

第46条 実施機関は、第44条の規定による諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、速やかに、当該不服申立てに対する裁決又は決定を行わなければならない。

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第47条 第27条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

(1)・(2) 省略

第4節 苦情の処理

第48条 省略

第5節 他の制度との調整等

第49条 省略

2 省略

3 他の法令等(愛媛県情報公開条例を除く。)の規定により、第28条第2項に規定する方法と同一の方法で自己に関する個人情報の開示を求めることができることとされている場合(開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。)には、同項の規定にかかわらず、当該個人情報(特定個人情報を除く。)については、当該同一の方法による開示を行わない。

4 第31条から第42条までの規定は、他の法令等の規定により、自己に関する個人情報の訂正又は利用停止を求めることができるとされている場合には、適用しない。

5 他の法令等の定めるところにより実施機関から開示を受けた自己に関する個人情報について当該法令等に訂正又は利用停止の手続の定めがない場合における第31条第1項又は第39条第1項の規定の適用については、当該個人情報は、開示請求に基づき開示を受けた個人情報とみなす。

第3章 補則

第50条 省略

第51条 省略

第52条 省略

(罰則)

第53条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第16条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル(公文書に記録されている個人情報を含む情報の集合物であつて、一定の事務の目的を達成するために特定の公文書に記録されている個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成

(不服申立てがあった場合の審査会への諮問)

第41条 実施機関(議会を除く。次条及び第43条において同じ。)は、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について行政不服審査法による不服申立てがあったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査会に諮問しなければならない。

- (1) 省略
- (2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第44条において同じ。)を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について第三者の反対の意思が表示されているときを除く。

(3)・(4) 省略

第42条 省略

(不服申立てに対する裁決又は決定)

第43条 実施機関は、第41条の規定による諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、速やかに、当該不服申立てに対する裁決又は決定を行わなければならない。

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第44条 第25条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

(1)・(2) 省略

第4節 苦情の処理

第45条 省略

第5節 他の制度との調整等

第46条 省略

2 省略

3 他の法令等(愛媛県情報公開条例を除く。)の規定により、第26条第2項に規定する方法と同一の方法で自己に関する個人情報の開示を求めることができることとされている場合(開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。)には、同項の規定にかかわらず、当該個人情報_____については、当該同一の方法による開示を行わない。

4 第29条から第39条までの規定は、他の法令等の規定により、自己に関する個人情報の訂正又は利用停止を求めることができるとされている場合には、適用しない。

5 他の法令等の定めるところにより実施機関から開示を受けた自己に関する個人情報について当該法令等に訂正又は利用停止の手続の定めがない場合における第29条第1項又は第36条第1項の規定の適用については、当該個人情報は、開示請求に基づき開示を受けた個人情報とみなす。

第3章 補則

第47条 省略

第48条 省略

第49条 省略

(罰則)

第50条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第14条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル(公文書に記録されている個人情報を含む情報の集合物であつて、一定の事務の目的を達成するために特定の公文書に記録されている個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成

したものをいい、その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第54条 省略

第55条 省略

第56条 省略

したものをいい、その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第51条 省略

第52条 省略

第53条 省略

第2条 愛媛県個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章 省略</p> <p>第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護</p> <p>第1節 省略</p> <p>第2節 個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求(第17条第43条)</p> <p>第3節 不服申立て(第44条 第48条)</p> <p>第4節 苦情の処理(第49条)</p> <p>第5節 他の制度との調整等(第50条)</p> <p>第3章 補則(第51条 第57条)</p> <p>附則</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) <u>情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</u></p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>(個人情報取扱事務の登録及び閲覧)</p> <p>第7条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿(以下「登録簿」という。)を備え、一般の閲覧に供しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) その他実施機関(議会にあっては、議長。第3項第4号、第23条から第25条まで、第27条、第28条、第32条第1項第5号、第34条から第37条まで、第40条第1項第5号及び第53条において同じ。)が定める事項</p> <p>2～5 省略</p> <p>(個人情報の提供先への通知)</p> <p>第38条 実施機関(議会にあっては、議長)は、訂正決定に基づく個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先(情報提供等記録にあっては、<u>総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。)</u>)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>第42条 省略</p> <p>(情報提供等記録についての適用除外)</p> <p>第43条 第10条第2項、第26条、第37条及び第39条から前条までの規定は、<u>情報提供等記録については、適用しない。</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 省略</p> <p>第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護</p> <p>第1節 省略</p> <p>第2節 個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求(第17条第42条)</p> <p>第3節 不服申立て(第43条 第47条)</p> <p>第4節 苦情の処理(第48条)</p> <p>第5節 他の制度との調整等(第49条)</p> <p>第3章 補則(第50条 第56条)</p> <p>附則</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>(個人情報取扱事務の登録及び閲覧)</p> <p>第7条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿(以下「登録簿」という。)を備え、一般の閲覧に供しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) その他実施機関(議会にあっては、議長。第3項第4号、第23条から第25条まで、第27条、第28条、第32条第1項第5号、第34条から第37条まで、第40条第1項第5号及び第52条において同じ。)が定める事項</p> <p>2～5 省略</p> <p>(個人情報の提供先への通知)</p> <p>第38条 実施機関(議会にあっては、議長)は、訂正決定に基づく個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先_____</p> <p>_____</p> <p>_____に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>第42条 省略</p>

第 3 節 不服申立て

(県が設立した地方独立行政法人に対する異議申立て)

第44条 県が設立した地方独立行政法人がした開示決定等、訂正決定等若しくは第42条において準用する第34条各項の決定(以下「利用停止決定等」という。)又は当該地方独立行政法人に対する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による異議申立てをすることができる。

(不服申立てがあった場合の審査会への諮問)

第45条 実施機関(議会を除く。次条及び第47条において同じ。)は、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について行政不服審査法による不服申立てがあったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査会に諮問しなければならない。

- (1) 省略
- (2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第48条において同じ。)を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について第三者の反対の意思が表示されているときを除く。

(3)・(4) 省略

第46条 省略

(不服申立てに対する裁決又は決定)

第47条 実施機関は、第45条の規定による諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、速やかに、当該不服申立てに対する裁決又は決定を行わなければならない。

第48条 省略

第 4 節 苦情の処理

第49条 省略

第 5 節 他の制度との調整等

第50条 省略

第 3 章 補則

第51条 省略

第52条 省略

第53条 省略

第54条 省略

第55条 省略

第56条 省略

第57条 省略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第2条及び附則第3項の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第5号の政令で定める日から施行する。

(愛媛県情報公開条例の一部改正)

- 2 愛媛県情報公開条例(平成10年愛媛県条例第27号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(公文書の公開義務等)	(公文書の公開義務等)
第 7 条 省略	第 7 条 省略
2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されて	2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されて

第 3 節 不服申立て

(県が設立した地方独立行政法人に対する異議申立て)

第43条 県が設立した地方独立行政法人がした開示決定等、訂正決定等若しくは前条において準用する第34条各項の決定(以下「利用停止決定等」という。)又は当該地方独立行政法人に対する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による異議申立てをすることができる。

(不服申立てがあった場合の審査会への諮問)

第44条 実施機関(議会を除く。次条及び第46条において同じ。)は、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について行政不服審査法による不服申立てがあったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査会に諮問しなければならない。

- (1) 省略
- (2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第47条において同じ。)を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について第三者の反対の意思が表示されているときを除く。

(3)・(4) 省略

第45条 省略

(不服申立てに対する裁決又は決定)

第46条 実施機関は、第44条の規定による諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、速やかに、当該不服申立てに対する裁決又は決定を行わなければならない。

第47条 省略

第 4 節 苦情の処理

第48条 省略

第 5 節 他の制度との調整等

第49条 省略

第 3 章 補則

第50条 省略

第51条 省略

第52条 省略

第53条 省略

第54条 省略

第55条 省略

第56条 省略

いる公文書については、公開しないものとする。

(1)～(5) 省略

(6) 県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は公社が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア～エ 省略

オ 県___若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等、地方独立行政法人又は公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(設置等)

第23条 第19条の規定による諮問に応じて不服申立てについて調査審議させ、及び愛媛県個人情報保護条例(平成13年愛媛県条例第41号。以下「個人情報保護条例」という。)第44条の規定による諮問に応じて不服申立てについて行う調査審議その他個人情報保護条例の規定によりその権限に属することとされた事項を行わせるため、愛媛県情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2～6 省略

(審査会の調査権限)

第24条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関(個人情報保護条例第45条に規定する諮問実施機関を含む。以下同じ。)に対し、公開決定等又は開示決定等(個人情報保護条例第24条第1項に規定する開示決定等をいう。以下同じ。)、訂正決定等(個人情報保護条例第35条第1項に規定する訂正決定等をいう。以下同じ。)若しくは利用停止決定等(個人情報保護条例第43条に規定する利用停止決定等をいう。以下同じ。)に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開又は開示を求めることができない。

2～4 省略

いる公文書については、公開しないものとする。

(1)～(5) 省略

(6) 県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は公社が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア～エ 省略

オ 県、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等、地方独立行政法人又は公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(設置等)

第23条 第19条の規定による諮問に応じて不服申立てについて調査審議させ、及び愛媛県個人情報保護条例(平成13年愛媛県条例第41号。以下「個人情報保護条例」という。)第41条の規定による諮問に応じて不服申立てについて行う調査審議その他個人情報保護条例の規定によりその権限に属することとされた事項を行わせるため、愛媛県情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2～6 省略

(審査会の調査権限)

第24条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関(個人情報保護条例第42条に規定する諮問実施機関を含む。以下同じ。)に対し、公開決定等又は開示決定等(個人情報保護条例第22条第1項に規定する開示決定等をいう。以下同じ。)、訂正決定等(個人情報保護条例第33条第1項に規定する訂正決定等をいう。以下同じ。)若しくは利用停止決定等(個人情報保護条例第40条に規定する利用停止決定等をいう。以下同じ。)に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開又は開示を求めることができない。

2～4 省略

3 愛媛県情報公開条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置等)</p> <p>第23条 第19条の規定による諮問に応じて不服申立てについて調査審議させ、及び愛媛県個人情報保護条例(平成13年愛媛県条例第41号。以下「個人情報保護条例」という。)第45条の規定による諮問に応じて不服申立てについて行う調査審議その他個人情報保護条例の規定によりその権限に属することとされた事項を行わせるため、愛媛県情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。</p> <p>2～6 省略</p> <p>(審査会の調査権限)</p> <p>第24条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関(個人情報保護条例第46条に規定する諮問実施機関を含む。以下同じ。)に対し、公開決定等又は開示決定等(個人情報保護条例第24条第1項に規定する開示決定等をいう。以下同じ。)、訂正決定等(個人情報保護条例第35条第1項に規定する訂正決定等をいう。以下同じ。)<u>若しくは</u>利用停止決定等(個人情報保護条例第</p>	<p>(設置等)</p> <p>第23条 第19条の規定による諮問に応じて不服申立てについて調査審議させ、及び愛媛県個人情報保護条例(平成13年愛媛県条例第41号。以下「個人情報保護条例」という。)第44条の規定による諮問に応じて不服申立てについて行う調査審議その他個人情報保護条例の規定によりその権限に属することとされた事項を行わせるため、愛媛県情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。</p> <p>2～6 省略</p> <p>(審査会の調査権限)</p> <p>第24条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関(個人情報保護条例第45条に規定する諮問実施機関を含む。以下同じ。)に対し、公開決定等又は開示決定等(個人情報保護条例第24条第1項に規定する開示決定等をいう。以下同じ。)、訂正決定等(個人情報保護条例第35条第1項に規定する訂正決定等をいう。以下同じ。)<u>若しくは</u>利用停止決定等(個人情報保護条例第</p>

44条に規定する利用停止決定等をいう。以下同じ。)に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開又は開示を求めることができない。

2～4 省略

43条に規定する利用停止決定等をいう。以下同じ。)に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開又は開示を求めることができない。

2～4 省略

○愛媛県条例第41号

愛媛県手数料条例及び愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成27年 7月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県手数料条例及び愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(愛媛県手数料条例の一部改正)

第1条 愛媛県手数料条例(平成12年愛媛県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表(第2条、第3条、第7条関係)				別表(第2条、第3条、第7条関係)			
1 省略				1 省略			
2 保健福祉関係事務手数料				2 保健福祉関係事務手数料			
事 務		名 称	金 額	事 務		名 称	金 額
1～97の2 省略				1～97の2 省略			
98 削除				98 歯科技工法の一部を改正する法律(昭和57年法律第1号。99の項において「歯科技工法改正法」という。)附則第2条第1項の規定に基づく歯科技工士国家試験の実施		歯科技工士国家試験手数料	36,000円
99 削除				99 歯科技工士法(昭和30年法律第168号)第16条及び歯科技工法改正法附則第2条第1項の規定に基づく歯科技工士国家試験合格証明書の交付		歯科技工士国家試験合格証明書交付手数料	3,000円
100～113 省略				100～113 省略			
備考 省略				備考 省略			
3～6 省略				3～6 省略			

(愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第2条 愛媛県事務処理の特例に関する条例(平成12年愛媛県条例第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
事 務		市 町	事 務		市 町
1～28の2 省略			1～28の2 省略		
29 歯科技工士法(昭和30年法律第168号。以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの		保健所を設置する市	29 歯科技工士法(昭和30年法律第168号。以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの		保健所を設置する市
(1)・(2) 省略			(1)・(2) 省略		
(3) 歯科技工士法施行令(昭和30年政令第228号。以下この項において「政令」という。)第1条の2の規定により知事を経由する法第3条			(3) 歯科技工士法施行令(昭和30年政令第228号。以下この項において「政令」という。)第1条の規定により知事を経由する法第3条		

<p>の規定に基づく免許の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務並びに免許証の交付に関する事務</p>	<p>の規定に基づく免許の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務並びに免許証の交付に関する事務</p>
<p>(4)～(8) 省略</p>	<p>(4)～(8) 省略</p>
<p>30～62 省略</p>	<p>30～62 省略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第51号。以下「改正省令」という。）附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における改正省令による改正前の歯科技工士法施行規則（昭和30年厚生省令第23号。以下「旧省令」という。）第10条の規定に基づく歯科技工士国家試験の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付に係る第1条の規定による改正前の愛媛県手数料条例別表2の表99の項に掲げる手数料の徴収については、なお従前の例による。
- 3 改正省令附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧省令第10条の規定に基づく合格証明書の交付に係る第2条の規定による改正前の愛媛県事務処理の特例に関する条例別表29の項第11号に掲げる事務の処理については、なお従前の例による。

○愛媛県条例第42号

愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成27年 7月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県事務処理の特例に関する条例（平成12年愛媛県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事 務	市 町	事 務	市 町
1～36 省略		1～36 省略	
37 調理師法（昭和33年法律第147号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの	保健所を設置する市	37 調理師法（昭和33年法律第147号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの	保健所を設置する市
(1)～(4) 省略		(1)～(4) 省略	
(5) 調理師法施行令（昭和33年政令第303号。以下この項において「政令」という。）第1条の		(5) 調理師法施行令（昭和33年政令第303号。以下この項において「政令」という。）第1条の	

<p>2</p> <p>____の規定に基づく指定養成施設の変更の承認の申請の受理及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</p> <p>(6) 政令第1条の3</p> <p>____の規定に基づく指定養成施設の入所者の数及び卒業者の数の届出の受付並びに当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務</p> <p>(7) 政令第1条の4</p> <p>____の規定に基づく指定養成施設の名称等の変更又は廃止の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務</p> <p>(8)～(13) 省略</p> <p>37の2～62 省略</p>	<p>3第2項の規定により知事を経由する同条第1項の規定に基づく指定養成施設の変更の承認の申請の受理及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</p> <p>(6) 政令第1条の4の規定により知事を経由する同条の規定に基づく指定養成施設の入所者の数及び卒業者の数の届出の受付並びに当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務</p> <p>(7) 政令第1条の5の規定により知事を経由する同条の規定に基づく指定養成施設の名称等の変更又は廃止の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務</p> <p>(8)～(13) 省略</p> <p>37の2～62 省略</p>
--	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第43号

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成27年 7月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例（平成12年愛媛県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「政令」という。）、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）及び食品衛生法に基づく都道府県等食品衛生監視指導計画等に関する命令（平成21年内閣府・厚生労働省令第7号）</p> <p>_____に定めるもののほか、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>別表第1（第2条、別表第2関係）</p> <p>公衆衛生上講ずべき措置の基準（危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を行う場合）</p> <p>1～5 省略</p> <p>別表第2（第2条関係）</p> <p>公衆衛生上講ずべき措置の基準（危害分析・重要管理点方式を用いず衛生管理を行う場合）</p> <p>1 営業の施設の管理</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「政令」という。）、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）、<u>食品衛生法に基づく都道府県等食品衛生監視指導計画等に関する命令（平成21年内閣府・厚生労働省令第7号）、食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号。以下「府令」という。）及び食品衛生法第19条第1項の規定に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第46号）</u>に定めるもののほか、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>別表第1（第2条、別表第2関係）</p> <p>公衆衛生上講ずべき措置の基準（危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を行う場合）</p> <p>1～5 省略</p> <p>6 表示</p> <p><u>弁当等の消費期限の表示については、必要に応じ、時刻まで表示すること。</u></p> <p>別表第2（第2条関係）</p> <p>公衆衛生上講ずべき措置の基準（危害分析・重要管理点方式を用いず衛生管理を行う場合）</p> <p>1 営業の施設の管理</p>

(1)～(5) 省略
 (6) 食品等の取扱い
 ア～サ 省略
 シ 食品等の製造、加工、処理又は調理に当たっては、次の事項を実施すること。
 (ア)・(イ) 省略
 (ウ) 原材料として使用していない特定原材料（食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）別表第14に掲げる食品をいう。）が製造工程において混入しないように措置を講ずること。
 ス・セ 省略
 (7)～(14) 省略
 2～5 省略

(1)～(5) 省略
 (6) 食品等の取扱い
 ア～サ 省略
 シ 食品等の製造、加工、処理又は調理に当たっては、次の事項を実施すること。
 (ア)・(イ) 省略
 (ウ) 原材料として使用していない特定原材料（府令第1条第2項第7号に規定する特定原材料をいう。）が製造工程において混入しないように措置を講ずること。
 ス・セ 省略
 (7)～(14) 省略
 2～5 省略
 6 表示
 別表第1の6の項に定めるところによる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第44号

愛媛県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例及び愛媛県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成27年 7月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例及び愛媛県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

（愛媛県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第1条 愛媛県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年愛媛県条例第60号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（職員の配置の基準）</p> <p>第13条 養護老人ホームは、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、特別養護老人ホームに併設する入所定員50人未満の養護老人ホーム（併設する特別養護老人ホームの栄養士との連携を図ることにより当該養護老人ホームの効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者の処遇に支障がないものに限る。）にあっては第6号の栄養士を、調理業務の全部を委託する養護老人ホームにあっては第7号の調理員を置かないことができる。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 支援員</p> <p>ア 常勤換算方法で、一般入所者（入所者であって、<u>指定特定施設入居者生活介護</u>（愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年愛媛県条例第62号）第216条第1項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）<u>、指定地域密着型特定施設入居者生活介護（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第109条第1項に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）又は指定介護予防特定施設入居者生活介護（愛媛県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並び</u></p>	<p>（職員の配置の基準）</p> <p>第13条 養護老人ホームは、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、特別養護老人ホームに併設する入所定員50人未満の養護老人ホーム（併設する特別養護老人ホームの栄養士との連携を図ることにより当該養護老人ホームの効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者の処遇に支障がないものに限る。）にあっては第6号の栄養士を、調理業務の全部を委託する養護老人ホームにあっては第7号の調理員を置かないことができる。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 支援員</p> <p>ア 常勤換算方法で、一般入所者（入所者であって、<u>外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年愛媛県条例第62号）第237条</u>に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）<u>又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護</u></p> <p>_____（愛媛県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並び</p>

に指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年愛媛県条例第63号）第202条第1項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の提供を受けていないものをいう。以下同じ。）の数が15又はその端数を増すごとに1以上とすること。

イ 省略

(5)～(7) 省略

2～6 省略

（生活相談員の業務）

第23条 省略

2 省略

3 前2項の規定にかかわらず、生活相談員が置かれていない指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う養護老人ホームにあっては、主任支援員が前2項に掲げる業務を行うものとする。

に指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年愛媛県条例第63号）第225条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の提供を受けていないものをいう。以下同じ。）の数が15又はその端数を増すごとに1以上とすること。

イ 省略

(5)～(7) 省略

2～6 省略

（生活相談員の業務）

第23条 省略

2 省略

3 前2項の規定にかかわらず、生活相談員が置かれていない外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う養護老人ホームにあっては、主任支援員が前2項に掲げる業務を行うものとする。

（愛媛県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正）

第2条 愛媛県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年愛媛県条例第63号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第11章 介護予防特定施設入居者生活介護</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>第202条 指定介護予防サービスに該当する介護予防特定施設入居者生活介護（以下「指定介護予防特定施設入居者生活介護」という。）の事業は、介護予防特定施設サービス計画（法第8条の2第9項に規定する計画をいう。以下同じ。）に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この章において「利用者」という。）が指定介護予防特定施設（特定施設であって、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下同じ。）において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>第12章 介護予防福祉用具貸与</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>第237条 指定介護予防サービスに該当する介護予防福祉用具貸与（以下「指定介護予防福祉用具貸与」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具（法第8条の2第10項の厚生労働大臣が定める福祉用具をいう。以下この章において同じ。）の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の生活機能の維持又は改善を図るものでなければならない。</p>	<p>第11章 介護予防特定施設入居者生活介護</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>第202条 指定介護予防サービスに該当する介護予防特定施設入居者生活介護（以下「指定介護予防特定施設入居者生活介護」という。）の事業は、介護予防特定施設サービス計画（法第8条の2第11項に規定する計画をいう。以下同じ。）に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この章において「利用者」という。）が指定介護予防特定施設（特定施設であって、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下同じ。）において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>第12章 介護予防福祉用具貸与</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>第237条 指定介護予防サービスに該当する介護予防福祉用具貸与（以下「指定介護予防福祉用具貸与」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具（法第8条の2第12項の厚生労働大臣が定める福祉用具をいう。以下この章において同じ。）の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の生活機能の維持又は改善を図るものでなければならない。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。